

沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動は、このほど、次の声明を発表いたしました。

# ウクライナに即時停戦と平和を

ウクライナに関する草の根運動運営委員会の声明

私たちは、ロシアの国連憲章違反のウクライナ侵略に反対し、これを強く非難します。私たちは、即時の停戦と、ウクライナから全ロシア軍が直ちに撤退することを要求します。

ウクライナでは、人道的にも看過しえない無辜の民の殺戮が行われ、国土と社会の破壊が進んでいます。また、ウクライナとロシア双方の兵士の命も毎日失われつつあります。

「命こそ宝」（ぬちどう宝）との日本の沖縄の金言は真理です。何よりも尊い命が毎日失われていく事態を、直ちに止めることが必要です。停戦への国連事務総長の動きを支持し、国際世論は、直ちに停戦と交渉を、両国政府に要求しなければなりません。

ウクライナでの戦争は極めて危険な展開を見せています。

この状況には、やがてこれが広がり、エスカレートし、他の国々にも拡大しつ

つある国際紛争に引き込むかもしれないという危険が潜んでいます。

民衆は、ロシアとウクライナのどちらにおいても、戦争から得られるものは何もなく、一方で最大の代価を支払わされることになるでしょう。

他方で、アメリカその他の国ぐにの軍産複合体は、ウクライナ軍への大量の武器供与によって、莫大な利益を得ています。ロシアの軍産複合体も同様です。軍産複合体が支持する諸国政府は、戦争の継続による莫大な利益にあずかろうとして、停戦への熱意を全く見せていません。

私たちは特に、これが核戦争へとエスカレートする危険性、そしてそれが人類の生存への脅威となりかねないことを懸念します。

私たちは、すべての核兵器の使用と製造と保有に対する反対を改めて表明し、核保有国を含むすべての国の核兵器禁

止条約への参加と、核兵器の廃棄を要求します。

私たちは、あらためてこの戦争を止めさせるために、国連憲章に依拠することと同時に、わが日本国憲法の、特に前文と9条の精神を駆使することが大切だと考えます。国連憲章は、ヒロシマ・ナガサキの原爆投下以前である1945年6月に起草されました。そこには、一方で戦争を禁止していながら、個別的自衛権（戦争）と集団的自衛権（戦争）を容認しています。日本国憲法は、1945年8月のヒロシマ・ナガサキでの核戦争攻撃の後に成立しました。ですから、一切の戦争を放棄し、陸海空軍などの戦力保持を禁じ、国の交戦権を認めていないのです。日本国憲法は、核戦争の時代に突入した人類を滅亡から救う理念をもち、国連憲章よりもさらに進んだ思想のもとに成立しました。日本国憲法のこの思想こそ、ウクライナ戦争という人類的危機にあって、有効性を持っていると考えます。

状況は悲惨ではありますが、私たちは国境を越えた民衆の団結を支援します。ウクライナとロシアの民衆の利害は共

通しているからです。

私たちは、警察による弾圧があるにもかかわらず侵略に抗議し、今も抗議しているロシアの人びとと連帯します。私たちは、ロシア軍兵士たちをも含めた、大規模な反戦運動を支持します。私たちは、ウクライナの民衆が自ら、反戦の行動をとる場合には、それを支持します。これには、侵略ロシア軍の一般兵士たちとの対話と連携をする試みが含まれることを希望します。

私たちは、戦争を利用して国家間および民族間の緊張を更に引き起こすことを非難します。

この戦争は、世界最大の軍事同盟であるNATOの中東欧への拡大に触発されたロシア・NATO（盟主はアメリカ）間の事実上の代理紛争になっています。私たちは、NATOの拡大とNATO軍によるこの紛争へのいかなる介入にも反対します。

全世界からの外国軍基地撤去、特に集中している日本沖縄からの全米軍基地撤去を要求します。

先の大戦と大戦に至る侵略戦争でも、日独伊防共協定（1937年締結）が、戦争

を促進し拡大させました。時代も事情もことなるとはいえ、軍事同盟が、諸国間の緊張を激化させるという点で、今回のウクライナ戦争でも、NATOの東方拡大、ウクライナの加盟方針と、無関係ではありません。

また、私たちは、過度の経済制裁が民衆に過大な打撃を与え、またこれが西側による攻撃的措置と見なされてプーチンへの支持を強化しかねないことを心配します。

こうしたウクライナへの侵略戦争という事態に乗じて、わが国では極めて危険な政治状況が生まれています。

自民公明政府と、新しいファシズムともいうべき「維新の会」の壊憲策動が強まっています。私たちはこうした動きに断固反対して、立憲主義勢力が今回の参議院選挙で勝利し（参院総議席の3分の1以上獲得）壊憲を阻止することを強く目指します。自民党による「敵基地攻撃能力」保有政策、核共有政策、アメリカ言いなりの大軍拡政策（軍事費倍増など）に強く反対します。また、「専守防衛の自衛隊は違憲ではない」という「解釈壊憲」に反対し、「陸海空軍その他の

戦力は、これを保持しない」（憲法9条）により、在日本米軍（現在沖縄県辺野古に建設しようとしている基地も含めて）は違憲であり、米軍が創設した自衛隊も違憲であることを改めて強く主張します。ましてや、日本国憲法に反して米軍に従属して、個別的自衛権を解釈壊憲で押し通した上に、戦争法で集団的自衛権の行使を認めることに断固反対します。

私たちは、自公政府が、自衛隊による「反戦デモ」敵視や共謀罪その他の治安立法によって、日本特に沖縄における抗議活動と民主主義に対して憲法に違反する制約を課そうとしている政策の危険性を指摘します。

私たちは、戦争を逃れて日本に入国しようとする難民たちの権利に対する、日本政府の人種差別的制限に反対します。この紛争や他の紛争から逃れてくる難民は歓迎されるべきです。「入国管理法」の民主主義的改正は重要です。

私たちはウクライナやその他の戦争で荒廃した地域から逃れる人々に提供されている支援を支持します。

私たちは、発言し、議論し、討論し、そして抗議する民主的権利を持ってい

ます。

私たちは、民衆内での議論を封じ込め、異なる見解を持つ人々を恫喝し、脅迫しようとするいかなる試みをも非難します。

私たちは「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」などの市民運動を支援し、草の根運動会員のみなさまに対して、彼らの呼びかける反戦抗議行動に参加するよう要請します。

ウクライナとロシア、そして世界中の民衆は共通の利害を持っています。

この恐ろしい状況下においても、私たちは民衆、戦争に苦しむ人びと、軍隊の被害を受ける人びと、軍事基地に反対する人びと、平和を希求する人びと、働く人びとの団結、国際連帯と国際主義を支持します。

以上

2022年6月22日

沖縄日本から  
米軍基地をなくす草の根運動  
運営委員会

# 沖縄日本から米軍基地をなくす 草の根運動へのご入会を 心からお願いいたします

沖縄日本から 米軍基地をなくす草の根運動  
全基地撤去 憲法前文と9条を厳格に実行

■全国本部：〒150-0042

東京都渋谷区宇田川町 19-5 山手マンション 1001

平山両牧師記念平和センター内

■電話・ファックス：03-3461-5758 090-4175-2010(事務局長)

■メール：kusanone@world.ocn.ne.jp

■ホームページ：http://www.kusanone.org

■郵便振替口座：00190-5-611535 沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動

会費：年 3000 円 郵送費年 500 円

## 基地撤去の超党派個人加盟全国単一市民団体へ 前進ご支援を！

全都道府県に都道府県本部を 市区町村に支部を 地域職場学校に班を